

移転工法認定報告書

年 月 日

様

受注者住所

受注者氏名及び
代表者名

印

下記のとおり移転工法を認定しました。

認定工法

建物等の所有者	
所在地	
構造・用途	
規模	

1 概要

2 調査事項

- (1) 地域の用途的特徴及び建物の立地状況
- (2) 隣接地及び周辺の利用状況
- (3) 公法上の規制
- (4) 土地の面積、形状及び利用状況
- (5) 建物の構造、規模、用途及び等級
- (6) 建物の建築年月日及び維持保存の状況
- (7) 土地と建物の関係位置
- (8) 営業所については上記事項のほか次の事項
 - ア 業種
 - イ 沿革及び特殊性
 - ウ 財務状況
 - エ 組織及び従業員数
 - オ 取引形態及び生産方式
 - カ 生産方式（図式）
 - キ 営業の季節的変動
 - ク 建物と機械工作物の関係位置
 - ケ その他必要な事項
- (9) その他必要な事項

3 土地の取得の事項及び変更事項

- (1) 土地の取得の面積及び一団地に対する割合
- (2) 残地の面積及び形状
- (3) 支障となる建物棟数及び付属設備等の状況

4 移転工法の検討

- (1) 文化財保護法等の指定の有無
- (2) 除却の可否
- (3) 残地の状況
- (4) 残地内工法の有形・機能・法制的検討

工法の種別	検討内容	問題点
ア		
イ		
ウ		
エ		

(注) 移転工法の検討は、標準工法別に検討内容を説明し、その工法を採用する場合に支障となる問題があるときは、その問題点を具体的に説明する。

5 移転工法認定説明

栃木県施行の公共事業に伴う損失補償基準の運用方針第16に基づき移転工法の認定を行った。

(1) 復元工法の採用

(2) 除却工法の採用

(3) 残地内工法の採用

ア 曳家工法

イ 改造工法

ウ 再築工法（同種同等）

エ 再築工法（照応建物）

(4) 残地内における合理的な工法の経済比較

(5) 残地内における合理的な工法と構外再築工法の補償総額による経済比較

以上により、当該支障建物の移転工法は、

と認定する。

- (注) 1 移転工法認定説明は、移転工法別に経済比較、従前との価値及び機能維持等を総合的に検討し、最も合理的かつ経済的と判断された移転工法について説明をする。
- 2 移転工法認定は、営業補償等の関係で複数工法の認定もあり得る。

7 添付書類

(1) 添付図書（配置図等）

(2) 参考法令（条文を含む。）

(3) その他（補償額内訳書等）